

○入札説明書（電子調達）

茨城県産業技術イノベーションセンター繊維高分子研究所 事務棟、試験研究棟他照明LED化更新工事に係る入札公告に基づく一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

入札に参加する者は、下記事項を熟知のうえ入札しなければならない。この場合において、当該仕様等について疑義があるときは、下記3に掲げる者に説明を求めることができる。ただし、入札後仕様等について不知又は不明を理由として異議を申し立てることは出来ない。

1 公告日 令和8年10月1日（木）

2 入札に付する事項

- (1) 調達する工事の名称
茨城県産業技術イノベーションセンター繊維高分子研究所
事務棟、試験研究棟他照明LED化更新工事
- (2) 調達する工事の内容
別添仕様書による。
- (3) 工事期間
令和8年10月20日から令和9年2月22日まで 126日間
- (4) この調達は、入札公告の公開及び入札結果の公表は電子調達システムにより行うが、入札書の提出は紙により対面で行う案件である。

3 担当部局

〒307-0015
茨城県結城市鹿窪 189
茨城県産業技術イノベーションセンター繊維高分子研究所 高分子材料グループ
電話 0296-33-4154
FAX 0296-33-2953
所属メールアドレス：senikou2@itic.pref.ibaraki.jp

4 入札参加資格

- (1) 政令第167条の4第1項の規定に該当していない者であること。
- (2) 政令第167条の4第2項の規定に基づく茨城県の入札参加の制限を受けていない者であること。
- (3) 茨城県土木部建設工事入札参加資格業者のうち業種が電気工事に登録されていること。ただし、茨城県建設工事等請負業者指名停止等措置要領に基づく、指名停止の措置を受けている者でないこと。
- (4) 本公告に示した仕様に要求する事項を確実に履行できることを証明した者であること。（詳細は、入札説明書及び仕様書による。）
- (5) 更新した内容にかかる迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (7) 茨城県暴力団排除条例（平成22年茨城県条例第36号）第2条第1号から同条第3号に規定する者でないこと。
- (8) 茨城県内に本店を有すること。

5 現地確認及び入札説明書等に関する質問

- (1) この入札に参加しようとする者（以下「競争入札参加者」という。）は、以下の期間に必要な応じて工事箇所等の現地確認を行うこと。また、入札説明書、仕様書等に対する質問がある場合は、次のとおり質問すること。
ア 現地確認期間

公告の日から令和8年10月6日（火）午後5時まで。

イ 質問受付期間

公告の日から令和8年10月6日（火）午後5時まで。なお、これ以降に到達したものについては、回答しないので留意すること。

ウ 質問受付先

3の担当部局に同じ。

エ 方法

質問は、3の担当部局の所属メールアドレスへの電子メール送信又は郵便又は持参又はファクシミリによるものとする。

(2) 質問に対する回答日時及び方法は、次のとおりとする。

ア 日時

令和8年10月8日（木）午後5時まで。

イ 方法

電子メール又はファクシミリにより回答する。

6 入札参加資格等の確認

競争入札参加者は、次のとおり、3の担当部局の所属メールアドレスへの電子メール送信又は郵便又は持参により、一般競争入札参加資格確認申請書（以下「確認申請書」という。）4に係る証明書を添付して提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

(1) 提出期限

令和8年10月13日（火）午前11時まで。必着のこと。

(2) 提出方法

3の担当部局の所属メールアドレスへの電子メール送信又は郵便又は持参により提出すること。なお、その他必要な添付資料も同時に提出すること。

(3) 提出先

3の担当部局に同じ。

(4) 入札参加資格確認結果通知

入札参加資格の合格・不合格について審査し、令和8年10月14日（水）午後5時までに、証明書等審査結果通知書を発行し、電子メール又はファクシミリにより通知する。

なお、参加資格が「不合格」の場合は、その理由を付する。

7 開札日時及び場所

ア 日時 令和8年10月20日（火）午前10時

イ 場所 茨城県産業技術イノベーションセンター繊維高分子研究所 事務棟1階会議室

8 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、茨城県財務規則（平成5年茨城県規則第15号。以下「財務規則」という。）第143条第2項各号いずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

(2) 契約保証金

落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第138条第2項各号いずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部を免除する。

9 入札の方法

(1) 入札書の提出方法

紙入札当日に開札場所へ持参し、担当部局へ直接提出すること。

落札決定に当たっては、予定価格に110分の100を乗じて得た価格の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税

事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 110 分の 100 に相当する金額(整数)を記載すること。
ただし、提出した入札書は、いかなる理由があっても書き換え、引き替え、又は撤回することができない。

(2) 入札書の提出期限

紙入札当日の開札時間まで。

10 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札について談合その他不正行為があったと認められるとき
- (2) 入札参加資格がない者がした入札
- (3) 所定の入札保証金を納付しない者又は納付した入札保証金の額が所定の率による額に達しない者がした入札（免除された者は除く。）
- (4) 電報、電話及びファクシミリによる入札
- (5) 虚偽の確認申請書を提出した者がした入札
- (6) 指定の日時までに提出されなかった入札
- (7) 記名を欠くとき
- (8) 誤字又は脱字等により意思表示が不明確である入札を行ったとき
- (9) 首標金額を訂正した入札を行ったとき
- (10) 同一の入札に 2 通以上の入札を行ったとき
- (11) 一般競争入札参加資格等確認通知書により入札参加資格があると認められた者であっても、資格確認の日から入札日までの間に指名停止措置を受けた者がした入札
- (12) その他この公告に示す条件に反した者がした入札

11 落札者の決定方法等

- (1) 財務規則第 146 条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札となるべき価格の入札をした者が 2 人以上あるときは、直ちにくじにより落札者を決定するものとする。
- (2) 落札者がいない場合は、再度入札を行う。

12 入札の辞退

競争入札参加者が入札を辞退する場合は、3 の担当部局の所属メールアドレスへの電子メール送信又は郵便又は持参により開札日時までに到着するように辞退届を提出するものとする。

13 再度入札等

- (1) 再度入札は 1 回とする。
- (2) 初度入札に参加しない者は、再度入札に参加することができない。
- (3) 再度入札を行っても落札者がいないときは、その入札における最低価格を入札した者に見積書の提出を求め、随意契約に移行する場合がある。

14 契約書作成の要否及び様式

要

茨城県建設工事執行規則第 8 条第 1 項に規定する建設工事請負契約書（様式第 2 号）とする。

15 契約条項及び支払い条件

発注者は、受注者の実施結果を検査した後、受注者の請求に基づき、請求書受理した日から 40 日以内に一括して支払うものとする。請求金額に 1 円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てる。

16 その他

工事期限を厳守すること。